

## 第3回 宇部市成年後見制度等利用促進協議会 議事要旨

日 時：令和8年3月5日（木）18:30～20:30

場 所：宇部市役所 3階 防災情報センター

出席者：委員 9名、事務局 5名

欠席者：委員 3名

### 1 議事 第2期宇部市成年後見制度利用促進基本計画（最終案）について

#### ①第二期宇部市成年後見制度利用促進基本計画（素案）パブリックコメントの実施結果について

事務局よりパブリックコメント実施結果を報告。

別紙：「第二期宇部市成年後見制度利用促進基本計画（素案）パブリックコメントの実施結果について」参照。

#### ②第2回宇部市成年後見制度等利用促進協議会を踏まえた第二期宇部市成年後見制度利用促進基本計画（素案）の修正点について

ページ数	修正点
10	第1章第2節2 一期計画の目標達成状況を追記
18	第2章第1節3(1) 療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳 等級別所持者数の推移のグラフを追加
20	第2章第1節4(1) 宇部市における成年後見制度利用者数の年度別推移のグラフを追加
26	第1節(4)④ 受任調整会議の開催件数を表に修正 第1節(4)⑤ 成年後見制度の利用支援について。市長申立てで成年後見人が選任された後の引継ぎや初期の支援について追記。

### ③第二期宇部市成年後見制度利用促進基本計画（最終案）について

#### ○計画全体について

- ・わかりやすくなっている。
- ・2～3年後には法改正があり、成年後見制度が変わる。市民向けの内容としてはちょうど良い。
- ・市民への本計画の周知、広報活動をしないといけない。研修会や講演会の度に周知しないと見ないと思う。

#### ○成年後見制度の手続きの流れについて（4ページ）

- ・「わからないことは・・・」の枠の位置はページの一番下がわかりやすい。
- ・成年後制度を利用するまでの流れやかかる費用について詳細に記載することは難しい。詳細は宇部市公式ウェブサイトを活用する。
- ・資料編に相談する（できる）内容と相談先（機関）の一覧表を掲載してはどうか。
- ・本計画に記載するのは別に市民向けに申立ての流れをわかりやすく示したフローチャートのようなものがあるとよいのではないか。法改正後は申立手順がもっと細かくなると思われる。協議会とは別に集まりやすい委員で協議してはどうか。内容としては、例えば、困りごとやかかりつけ医がいるかどうかで手順が変わってくる。例えば認知症の疑いがある場合の相談先やかかりつけ医がない場合、医師会と連携ができるか等、わかりやすく提示できるとよい。申立ての途中で手続きが中断する場合も、なぜ中断したのかといった理由がわかりやすくなる。

⇒「わからないことは・・・」の枠をページ最下部に記載する。

⇒診断書が必要なこと、「申立書の提出」だけでなく、「作成する」必要があることを記載する。

⇒申立手数料や診断書作成費用が必要であることを記載する。

⇒資料編に相談内容と相談先一覧を追加。「相談したい時は○ページの相談先一覧をご確認ください。」と記載する。

#### ○第2章第2節（4）②（25ページ）

- ・「費用のことで躊躇しないよう」という表現がわかりにくい。

⇒「費用のことで心配が無いように」等わかりやすい表現に修正。

## ○具体的な取組について

(周知、啓発について)

- ・成年後見制度に反対という方もいる。市民の解釈がそれぞれ違う。専門的な用語が多いので分からないことも多い。専門家と一般の市民の認識の差がある。申立てに至るまでも解釈や想いに乖離があると感じる。実際に親族後見人をされている方が、被後見人（後見人の子）のために新しい車を購入しようとした時に本人の財産から支出することを家庭裁判所から認められなかった。被後見人（後見人の子）の入所先の施設から成年後見制度の利用を勧められ手続きしたが、しなければよかったと後悔されている。また、本人が希望して家族旅行に行く時に、本人以外の旅費を本人の財産から支出することは家庭裁判所で認められないため、今は成年後見制度を利用しないという方もいる。親族の想いと制度内容に乖離がある。成年後見制度の「デメリット」が先行し、障害者の制度利用が進んでいないという現状がある。
- ・成年後見人の旅費まで本人が負担するとなると利益相反の問題がある。親族後見だろうと専門職後見だろうと線引きは必要。法律の世界では、親子であっても他人。ただ、本人の資産や収支状況によっては家庭裁判所に上申し、本人への面会の交通費等については支出ができる可能性もある。
- ・先天的に障害がある方、後天的に障害を負った方、高齢者で認知症になった方で捉え方がそれぞれ異なってくるが、みんな同じ法律（制度）に乗ってしまうので、感情的になることもあるのではないか。成年後見制度について勉強し、制度内容を知った上で利用する、しないを決めることが望ましい。

⇒計画の修正無し。

市民向けの講演会等で市民の想いと成年後見制度の内容の乖離について埋めていけるようなわかりやすい説明の仕方を工夫する。

今後、成年後見制度の利用について抵抗感がある方、興味関心がない方にどうアプローチしていくかが課題。

(医療との連携・診断書（成年後見制度用）について)

- ・精神科医でなくても診断書（成年後見制度用）の作成は可能。マニュアルもある。しかし、マニュアルを読む時間があるか、診断書（成年後見制度用）を作成する時間があるかは医師によってばらつきがある。
- ・医師の意識調査では 68%の医師が成年後見制度の内容を知っているが、32%

の医師が知らないと回答している。診断書（成年後見制度用）の作成ができない理由として、医師の専門的な領域で判断能力とは何かという観点で医学的に診断書（成年後見制度用）を作成しようとするとても大変と理解されているからではないか。そうではないと説明しない限りは32%の医師は診断書（成年後見制度用）の作成が難しくなる。

- ・診断書（成年後見制度用）の作成する時に、一人の診察に時間はかけられないので、事前情報がしっかりあるとよい。これまでの病歴や普段の様子についてまとめたものを持ってきてもらうと時間短縮になる。本人情報シートは参考にしている。
- ・診断書（成年後見制度用）の作成を依頼した場合や、成年後見制度の利用について医療機関に相談した場合、医療機関にも結果のフィードバックがあると良い。審判がおりた場合、診断書（成年後見制度用）によってどのような類型に決定したのかを知りたい。
- ・診断書（成年後見制度用）の作成に費用、時間がかかることは周知して欲しい。

⇒計画の修正なし

第3章第2節（2）具体的な取り組み 基本目標2つながらる

必要な人が権利擁護支援につながるができる体制づくり

- ③医師向けに診断書（成年後見制度用）の作成についてわかりやすいパンフレット等を作成し、診断書（成年後見制度用）の重要性を周知する。  
を取り組む際に反映させる。

（民法の改正について）

- ・法改正が進んでおり、現時点では類型を補助のみにして、必要な代理権の付与する方向で進んでいる。その中で「特定補助」という今の成年後見に近いものもある。
- ・成年後見制度の利用を途中で終われる仕組みになる方向で検討がなされている。法改正後は、成年後見制度の利用の開始、終了、再開の場面で医師の診断書がかなり重要になってくる可能性がある。
- ・今回の改正では、本人の意向や希望をより尊重し、それを実践するという条文が入る。今まで以上に障害者も本人らしく暮らせるようにというところは強く反映されている改正になっている。
- ・今回の計画では法改正のことは詳しくは載せられない。

- ・権利擁護支援チームへの支援や地域連携ネットワークの構築がこれからもっと大事になる。

⇒法改正後、市民に身近なお立場の委員と法的な専門知識のある委員双方から市民に向けてわかりやすい説明の仕方や周知の仕方について次年度の協議会で引き続きご意見をいただきたい。

(その他)

- ・最終案については修正し、会長、副会長とで協議する。
- ・市長決裁を経て公表の予定。